

## まちづくり懇談会日程表

行政区	日時	会場
横 萩 松 宮 津 津	7月1日(火) 午後7時~午後9時	宮津公民館
宮 津 山 田 宮 津 団 地 阿 久 比 団 地	7月2日(水) 午後7時~午後9時	宮津団地老人憩の家
板 山 福 住 園 高 福 住 園 高 台	7月4日(金) 午後7時~午後9時	福住老人憩の家
白 沢 沢 白 沢 台 メ イ ツ 異 ケ 丘	7月8日(火) 午後7時~午後9時	白沢区民館
高 根 台	7月9日(水) 午後7時~午後9時	高根台集会所
草 木	7月11日(金) 午後7時~午後9時	草木公民館
坂 部 卯 之 山	7月15日(火) 午後7時~午後9時	中央公民館本館
阿 久 比 棕 岡 矢 岡 高 岡	7月16日(水) 午後7時~午後9時	勤労福祉センター (エスペランス丸山)
植 古 根	7月18日(金) 午後7時~午後9時	植公民館

# まちづくり懇談会を 開きます

町内9カ所でまちづくり懇談会を開催します。各地区で皆さんと懇談を行うことで、より良いまちづくりを進めていきたいと思っております。日程は左表のとおりです。

どなたでも参加できます。多数の方の出席をお待ちしています。

問い合わせ先

企画財政課 ☎(48)111(内204)

## 守るルール 正しい国際化のために

~ 不法滞在・不法就労防止に協力を ~

日本に滞在する不法残留者は約15万人といわれます。その背景には不法就労をあっせんするブローカーや就労が認められない外国人を雇用する事業主の存在があります。

ブローカーや事業主の中には、いわゆるピンハネをして不法な利益を得ている者や過酷な労働条件の下で働かせている者も多く、外国人労働者の保護の観点からも問題になっています。

警察ではこのようなブローカーや悪質な事業主の取り締まりを強化しています。

~ 事業主へのお願い ~

外国人を雇用しようとする場合は適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、外国人登録証明書、就労資格証明書(希望する外国人に交付される)などで在留資格、在留期間を確認してください。

留学生、就学生は資格外活動の許可があるかどうか、また許可された活動内容も確認してください。

以上の点に注意して、就労が認められない外国人は雇用しないでください。

問い合わせ先 愛知県半田警察署  
☎(21)0110

## 最低賃金法が変わります

最低賃金の法定基準や罰金の上限額、派遣労働者への適用関係などについて大きな改正が行われ、7月1日から施行されます。改正の概要をお知らせします。

地域別最低賃金の改正事項

- ・ 地域別最低賃金を決定する場合には、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護の施策との整合性にも配慮することとなります。具体的な金額は都道府県ごとに決定されます。
- ・ 地域別最低賃金額以上の賃金を支払わなかった使用者に対する罰金額の上限が50万円に改められます。

産業別最低賃金の改正事項

- ・ 産業別最低賃金に達しない労働契約は無効となり、産業別最低賃金額と同額の賃金を支払わなければなりません。
- ・ 産業別最低賃金以上の賃金を支払わない使用者に対しては、最低賃金法の罰則は適用されないこととなり、労働基準法の賃金の全額払違反の罰則が適用され、罰金の上限額は30万円となります。

最低賃金の適用除外の見直し

- ・ 精神または身体の障害により著しく労働能力の低い者などに関する適用除外が廃止され、最低賃金の減額特例が新設されます。

派遣労働者の適用最低賃金が変わります

- ・ 派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されます。

問い合わせ先 半田労働基準監督署 ☎(21)1030  
愛知労働局ホームページ <http://www.aichi-rodo.go.jp/>